

『取引所の安全性はどう保たれるか』

文 小田 玄紀 text by Genki Oda

前の号でご紹介したマウントゴックス社の事件は、ビットコイン基盤であるブロックチェーンが原因ではなく、仮想通貨取引所の問題です。取引に必要なシステムは、取引所によって異なり、セキュリティの強度にも違いがあります。

ビットコイン関連事業者が加盟している「日本ブロックチェーン協会」では、各取引所が一定の安全性をクリアするため、最低限のセキュリティ対策を規定しています。

たとえば、取引所には「ペーパー（ワールド）ウォレット」を整備しておくことが求められます。ウォレット（記録媒体）とは、ビットコインを入れておくためのお財布のようなもので、大きく分けると「ホットウォレット」と「ペーパー（ワールド）ウォレット」があります。

ホットウォレットはオンライン上に存在するお財布、ワールドウォレットはインターネットに接続していないお財布で、ワールドウォレットに顧客のビットコインを入れておけばネット上の脅威を受けても、被害を避けることが出来るというわけです。多くの仮想通貨取引所は、95〜98%をワールドウォレットに振り替えて管理をしています。

またマウントゴックスの事件は、内部の犯行でした。取引所のガバナンスやコンプライアンスの姿勢も重要で、特定の間人が不正を働くようなことがない体制が求められます（一般企業でも同様ですね）。

2017年に施行される改正資金決



Profile

株式会社ビットポイントジャパン 代表取締役社長
1980年生。東京大学法学部卒業。大学在籍時に起業し、後に事業を売却した資金を元にマッキンゼー出身者らと共に投資活動を始め、「頑張る人が報われる」をコンセプトにして起業家や社会起業家の事業立ち上げ・経営支援を行う。株式、FX、債券などの投資にも精通し、仮想通貨取引にも携わる。2016年3月に上場会社子会社として初の仮想通貨取引所であるBitpointを立上げ、同社代表取締役就任する。

済法では、仮想通貨が決済通貨として正式に認められますが、この法律において、仮想通貨交換業者は金融庁への登録が義務付けられます。これは金融庁の監視下に入る、ということを意味します。

また取引所は監査法人や公認会計士による監査も必要となり、第三者のチェックが入ることになります。

改正資金決済法は、仮想通貨についての利用者保護が最大の目的なのです。

私も仮想通貨に関わる者の一人として、ビットコインが広く活用されるようにするためにも、取引所の信用を高めることが非常に重要だと思っています。

その取り組みの1つとして当社（ビットポイント）では、資産の分別管理を行っています。これは、口座開設者と自社の資産の資産を明確に分けて管理する、ということです。

たとえばお客様が当社に100万円入金し、70万円分のビットコインはウォレットに入り、30万円は信託銀行に預ける形になります。

分別管理は、仮想通貨交換業者に対

して法的に義務づけられているものではありませんが、FX会社などではすでに浸透しているルールです。分別管理をすれば、取引所（取引所を運営する企業）が自社のために顧客の資金を流用してしまうリスクを防ぐことができ、万が一、企業が破綻しても、顧客の資産は守られます。

実際のビットコインの売買は、ブロックチェーン上に記録されていますが、個人の方がブロックチェーンの取引履歴を照合することは困難です。しかし、取引所では取引記録の詳細を管理しており、ログイン後のマイページなどで取引記録が分かるところがほとんどですし、取引所に情報照会をすれば本人の取引履歴に限り回答してもらえます。そのため、万が一、トラブルなどがあっても取引履歴の確認が必要になったときには、取引所を通じた売買であれば簡単に記録を確認することができます。

「1時間でわかるビットコイン入門」
「1円から送る・使う・投資する」
（株式会社インプレスより）